

番号	1、(1)
項目	<p>1、第7期介護保険事業計画の策定について</p> <p>(1)平成30年度からの第7期介護保険事業計画の策定にあたっては、当連盟の意見を聞いていただける場を設けていただきたい。</p>
<p>本市では、高齢者に係る施策を包含した総合的な計画として3年を一期として策定している「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を確保しているところです。</p> <p>平成30年度からの次期計画の策定にあたっては、医療関係者・福祉関係者・学識経験者・市議員・被保険者の代表に参画いただいている「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」等を開催し、委員の意見などを踏まえながら検討を行っており、本分科会及び本分科会のもとに設置している介護保険部会には貴連盟にも参画いただき、ご意見をいただいているところです。</p> <p>今後、幅広く皆様からのご意見を求めるため、パブリック・コメントを実施するとともに、貴連盟のご意見もお伺いしながら、次期計画を策定してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8020</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8013</p>

番号	2、(1)
項目	<p>2、人材確保について</p> <p>(1) 人材確保の方策については、これまで当連盟の意見を聞く場を設けていただいているが、今後も継続して定期的な検討の場を設けていただきたい。</p>
<p>本市としては、福祉・介護人材の確保については喫緊の課題であり、人材確保の方策に関して各方面から貴重なご意見をお伺いすることが重要との認識から、平成 28 年度に、3回の意見交換をさせていただいたところです。</p> <p>また、福祉人材養成に関わる機関（社会事業施設協議会・福祉専門職団体・養成校協会・市社協・市立大学・大阪市等）で構成する大阪市福祉人材養成連絡協議会において、各施設・関係団体の情報交換を行うとともに、福祉人材確保のための効果的な研修のプログラムの企画、ホームページやメールマガジンを活用した福祉関係の研修や情報の発信等も行い、福祉人材の確保・育成を支援しています。</p> <p>福祉・介護人材の確保に向けては、様々な機会を捉えて、貴連盟をはじめ各方面からのご意見もいただきながら計画的に取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7945

番号	3、(1)
項目	<p>3、施設整備について</p> <p>(1) 特養の整備にあたっては人材確保とのバランスの中で進めていただきたい。又、特養の需要に関してもサ高住や有料老人ホーム、そして在宅型施設（グループホーム・特定施設）との整備状況を考慮して決めていただきたい。</p>
<p>特別養護老人ホームの整備については、「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう、平成29年度末までの整備目標を13,600人分と定めて、整備をすすめています。</p> <p>また、第7期整備計画の特養整備目標数については、現在、策定中ではありますが、平成29年8月の特養事業者公募では、要介護認定者数の伸びや有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等の整備率の上昇に伴い鈍化傾向にある特養入所申込者数の伸び率などを勘案し、整備目標数を定め募集を実施しました。</p> <p>引き続き、高齢者人口、要介護認定者数や特養入所申込者数などのニーズと他の福祉施設の整備状況を考慮し、施設整備の推進に取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6504

番号	3、(2)
項目	<p>3、施設整備について</p> <p>(2) 老朽化した特養の建替えについては補助金要綱に基づき進められているが、養護老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）についても早急に建て替えの補助金要綱を定めていただきたい。</p>
<p>養護老人ホームや軽費老人ホームについては、環境上の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者や自立した日常生活を営むことが困難な高齢者が安心して生活するための重要な施設であります。</p> <p>本市においては、養護老人ホームでは建築後 50 年以上、軽費老人ホームでは建築後 45 年以上を経過する施設があり、今後建替えの必要性が高まっているものと認識しております。</p> <p>しかしながら、他の施設の増加などにより養護老人ホームや軽費老人ホームへの入所傾向が変化しており、今後の高齢者の多様な住まいにかかる状況等を勘案し、建替え補助について検討を行ってまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8020</p> <p>福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6504</p>

番号	4、(1)
項目	<p>4、地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(1) 現在のブランチの評価基準は、一人体制の中ではクリアすることが非常に困難であり、実情を考慮した評価基準としていただきたい。</p>
<p>本市では、平成25年度から、総合相談窓口（ブランチ）の職員の配置を、それまでの0.5人から1.0人以上に増員し、体制の強化を行うとともに、同年度の総合相談窓口（ブランチ）の事業に係る評価から、評価基準等の見直しを行いました。この見直しにより、評価結果において一定の基準を満たさないブランチに対しては、改善に向けたPDCAサイクルの実施を徹底することで、ブランチのより良い運営・活動の確保を図ることとしたところです。</p> <p>なお、地域包括支援センターの評価について、平成30年4月1日施行予定の介護保険法の改正により、地域包括支援センターの設置者による自己評価と市町村による評価が義務付けられたことに伴い、国から評価に関する基準等が示されることが想定されますが、今後、総合相談窓口（ブランチ）の評価を含めて、地域包括支援センター運営協議会の意見を聴きながら、必要に応じて評価基準等の見直しを行ってまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8027</p>

番号	4、(2)
項目	<p>4、地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(2) 介護支援専門員や主任介護支援専門員の資格更新にあたってブランチ職員が要件に該当しないという現状である。要件の緩和や見直しを大阪府・国に対して働きかけていただきたい。</p>
<p>主任介護支援専門員の資格更新にあたりましては、本市として、これまで繰り返し大阪府に対し、ブランチ職員であることが、大阪府が主任介護支援専門員研修受講要件として定める「地域包括支援センターで、主任介護支援専門員として業務をしていると証明される者」や「その他、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、大阪府が適当と認める者」に該当しないのか確認を行ってきたところであり、今後も様々な機会を捉えて、要件の緩和や見直しについて、働きかけを行ってまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8027</p>

番号	4、(3)
項目	<p>4、地域包括支援センター・ブランチについて  (3) 3 職種の採用が非常に困難となっており、大阪市と連携し採用する方法がないのか検討する場を設けていただきたい。</p>
<p>本市といたしましても、地域包括ケアシステムの構築において、地域包括支援センター及びブランチの職員の確保及び資質の向上は重要な課題であると考えているところであり、今後も引き続き、多様な人材の参入促進や職員の資質の向上、定着率の上昇を含め、効果的な方策について、様々な機会を捉えて検討を行ってまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8027</p>

番号	4、(4)
項目	<p>4、地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(4) 地域密着型サービスの増加に伴い運営推進会議の出席が厳しくなっている。又、出席しても内容に疑問を持つこともあり、運営推進会議のあり方について再検討をお願いしたい。</p>
<p>地域密着型サービス事業者については、平成28年度より小規模通所介護事業が地域密着型サービスとされたことによって、大幅に増加しております。大阪市では厚生労働省とも協議を行い、平成28年度以降、運営推進会議の2回に1回は書面による開催を試験的運用として認めているところです。</p> <p>また、運営推進会議の内容については、地域密着型サービス事業者への実地指導等の際、適切な内容とするよう指導に努めております。</p> <p>今後も引き続き、運営推進会議について、厚生労働省へ状況を伝えるとともに、そのあり方について検討を進めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6241-6505</p>



番号	4、(5)
項目	<p>4、地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(5) 現在モデルとして3区において「総合的な見立ての場」が始まっているが、他の区においても各課と調整を図る権限のある仕組みを早急に作っていただきたい。</p>
<p>本市では、1つの相談支援機関だけでは解決できない複合的な課題を抱えた要援護者を支援するためのしくみづくりに向けて、平成29年度から3区（福島区・東淀川区・平野区）においてモデル事業を開始しています。</p> <p>モデル事業においては、区保健福祉センターが中心となり、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が参画し支援方針を話し合う「総合的な見立ての場」の開催、相談支援機関の連携の強化に向けたツールの作成、相談支援機関・地域の関係者を対象とした研修などの取組みを行っています。</p> <p>今後、これらモデル事業の結果について十分に検証し、取組みを進めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7950</p>

番号	5、(1)
項目	<p>5、大規模災害について</p> <p>(1) これまで貴市とともにマニュアル策定や緊急入所施設の取り決め、福祉避難所の指定協力等を行ない、さらに進めるようこれまでも要望してきたが、昨今は全く進展がない。どのような認識なのか伺いたい。</p>
<p>大阪市においては、平成 23 年 7 月 29 日に貴連盟と「大阪市における災害時福祉避難所等として介護・高齢福祉施設等を使用することに関する覚書」を締結し、各区役所と各加盟施設との間で福祉避難所等として使用することに関する協定の締結を進めております。平成 29 年 6 月 1 日現在では、貴連盟及び加盟施設のご理解、ご協力のもと、介護・高齢福祉施設についての協定締結数は 311 箇所となっております。</p> <p>また、高齢者施設向けマニュアルについては、本年 6 月 15 日の水防法改正を受けた高齢者施設への避難確保計画策定の義務化への作成支援を含めた見直しを行うこととして、今年度取組を進めることとしています。</p> <p>今後とも、福祉避難所等の具体的な運営等に関し、引続き検討してまいります。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-9808

番号	6、(1)		
項目	<p>6、指導・監査について</p> <p>(1) サービスの質の向上を目的とした指摘ばかりではなく、職員のモチベーションが上がるような指導・監査を心がけていただきたい。</p>		
<p>指導・監査については、適正な制度運用を確保する観点から極めて重要であり、厚生労働省が定めた要綱・指導マニュアル等に基づいて行っております。</p> <p>法令や要綱等で定められた確認事項が多岐にわたることから、指摘事項のみに終始しがちではありますが、評価すべき点については積極的に評価してまいりたいと考えておりますので、引き続きのご理解、ご協力をお願いいたします。</p>			
担当	福祉局	総務部 総務課 (法人監理)	電話：06-6241-6503
	福祉局	高齢者施策部 高齢福祉課	電話：06-6208-8020
	福祉局	高齢者施策部 介護保険課	電話：06-6241-6505

番号	7、(1)
項目	<p>7、国への要望・その他について</p> <p>(1) 平成 30 年度の介護報酬改定においては介護報酬の引き下げにならないように働きかけていただきたい。</p>
<p>介護報酬については、介護保険制度が円滑かつ長期にわたり安定した運営ができる制度となるよう、介護報酬の改定等を行うべきことについて、平成 29 年 7 月に指定都市共同提案として要望しています。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8013</p>

番号	7、(2)
項目	7、国への要望・その他について (2) 補助金を受けた建物の用途変更のルールについて明確に教示していただきたい。
<p>補助金を受けた施設等の用途変更については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により定められており、処分制限期間まで使用しなければ補助金の返還が必要になるとされています。</p> <p>用途変更について、補助金交付後 10 年を経過した施設については、国が指定する他の福祉サービス等へ転用する場合、事前に協議を行い、転用が認められれば、補助金の返還が免除されることとなっています。</p> <p>しかしながら、転用や補助金返還などの内容については、その施設の用途や条件によって個別に判断されることから、その都度近畿厚生局への協議が必要となっております。</p> <p>また事前協議が完了せずに転用したり、国が指定する事業以外へ転用した場合は、補助金の返還が必要となるので、用途変更等の際に事前に必ずご連絡ください。</p> <p>なお、国の取扱いについては、近畿厚生局ホームページ「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」を参照してください。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6504

番号	7、(3)
項目	<p>7、国への要望・その他について</p> <p>(3) 介護報酬の算定にあたって変更届の提出時期及び算定可能日時について明確に教示していただきたい。</p>
<p>介護報酬に係る加算の届出については、国基準では、都道府県・市町村で要件の審査を行い、要件を満たしている届出を受理します。要件審査は、標準的には2週間以内（遅くとも1か月以内）に行うこととなっています。</p> <p>また、加算等を届け出た日と算定開始月は、サービス種別により異なっていますが、例えば、介護保険施設の場合では届出が受理された日の翌月から算定（月の初日の場合はその月から算定）することと定められています。</p> <p>「日常生活継続支援加算」については、前6月又は12月や前3月の末日時点等の入所者等の総数を確認し届出を提出することとなっており、前月とは、算定日の属する月の前月であるので、届出日は実質月の初日（1日）しかありません。</p> <p>加算の解釈及び届出については、複雑で算定が困難なものがありますが、ご不明な点は、本市までお問合せください。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課      電話：06-6241-6504

番号	7、(4)
項目	<p>7、国への要望・その他について</p> <p>(4) グループホームは在宅施設に位置付けられているが、福祉用具のレンタルは不可となっている。利用者の重度化に伴い今後増々福祉用具の必要度はましてくるとみられる。国に対してグループホームの福祉用具レンタルについて認めるよう働きかけていただきたい。</p>
<p>グループホームの報酬には福祉用具にかかる費用も含まれているため、利用者は介護保険の福祉用具のレンタルは利用できないこととなっております。</p> <p>なお、グループホームでの処遇上、必要がある場合は、当該事業者の費用負担により、その利用者に対して福祉用具のレンタルを行うことは差し支えないものとされております。</p> <p>本市におきましても、福祉用具貸与について、適正な制度運用に努めているところで、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8013